

社会福祉法人ヘルプ協会  
役員報酬及び支給基準、評議員報酬基準に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヘルプ協会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員、評議員選任・解任委員は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 常勤役員（常勤的を含む：以後同じ）には、勤務形態に応じて、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、給与を支給しているものに対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「非常勤役員等」という。）には職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事及び相談役の報酬については、別表1に定める額
- (2) その他の非常勤理事の報酬は、別表2に定める額
- (3) 監事の報酬は、別表3に定める額
- (4) 評議員の報酬は、別表4に定める額
- (5) 評議員選任・解任委員の報酬は別表5に定める額
- (6) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（本規程8条）、宿泊料（旅費規程）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び業務執行理事及び相談役並びに監事、非常勤理事に対する報酬等の支給日は、当月分の報酬及び通勤手当を当月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与 条に準じた日とする。

2 その他の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席の都度に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長、業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額についてはその月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げによる端数処理を行う。

(旅費)

第8条 非常勤役員の旅費については、交通機関の実費又は自家用車は往復の距離1kmにつき20円を実体により支払う。また必要により高速道路、有料道路の料金も支払う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月9日より施行する。

別表1（理事長及び業務執行理事及び相談役の報酬 第4条1号関係）

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	年額2,000,000円 ～ 8,000,000円	常勤（概ね週4日）
業務執行理事	年額2,000,000円 ～ 7,000,000円	常勤
相談役	月額60,000円	非常勤（不定日）

別表2（その他の非常勤理事の報酬 第4条2号関係）

報酬の額		勤務形態
報酬	月額20,000円	非常勤（不定日）

※但し、職員は除く。

別表3（監事の報酬 第4条3号関係）

報酬の額		勤務形態
報酬	月額 22,000円	非常勤（不定日）
監事監査への出席	日額 20,000円	監事監査日

別表4（評議員の報酬 第4条4号関係）

区分	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000円

別表5（評議員選任・解任委員の報酬）

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円

備考

- 1、源泉所得については、常勤者は税額表の甲欄適用とし、非常勤者については乙欄適用により徴収する。